マストアークス株式会社 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって社員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年11月1日~令和6年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1:男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<取組内容>

●令和3年11月~ 男性社員の具体的なニーズ調査、情報収集

●令和4年5月~ 男性社員を対象に育児休業規程を周知し、取得を促進する

目標2:年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<取組内容>

●令和5年1月~ 年次有給休暇の取得状況の調査、現状把握

●令和6年1月~ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

●令和6年1月~ 取得計画に沿って取得できているか確認し、フォローアップする